

# 日本ボーイスカウト愛知連盟岡崎地区規約

## 第1章 総 則

(制定)

第1条 この規約は、日本ボーイスカウト愛知連盟岡崎地区の運営及び地区総会、地区協議会、地区委員会、運営委員会等について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本地区の名称は、「日本ボーイスカウト愛知連盟岡崎地区（以下「岡崎地区」という。）」とする。

(構成)

第3条 岡崎地区は、財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の加盟登録をした団（以下「加盟団」という。）で、地区内（岡崎市及び幸田町）に所在する全ての団をもって組織する。

(目的)

第4条 岡崎地区は、愛知連盟、並びに日本連盟の目的と方針及び諸規定に基づき、地区内の、スカウト運動の推進と地区内各団の相互間及び目的を同じくする他の団体との友好関係を図ることを目的とする。

2 各団の独立と主導性を妨げることなく地区内のこの運動を保護し、活性化すること。

3 愛知連盟の方針及びプログラムを、地区内に効果的に実施し、かつ、地区の状況及び要望を愛知連盟に伝達反映すること。

(会議の設置)

第5条 岡崎地区に、次の会議を設ける。

- (1) 地区総会
- (2) 地区協議会
- (3) 地区委員会
- (4) 常任地区委員会
- (5) 運営委員会
- (6) 特別委員会
- (7) 名誉会議

2 前項に規定する会議の他に、必要に応じて会議を設けることができる。

## 第2章 地 区 総 会

(開催)

第6条 愛知連盟年次総会の前に地区総会を開催し、次の事項の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告及び事業計画

- (2) 決算（監査）及び予算
- (3) 加盟員の負担金の金額及び徴収方法
- (4) 規約の制定及び改正
- (5) 役員の選出
- (6) その他の重要事項

（構成）

第7条 地区総会の構成は、次の通りとする。

- (1) 地区協議会長 地区副協議会長
- (2) 地区委員長 地区副委員長
- (3) 地区コミッショナー 地区副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 各種運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長
- (6) 会計
- (7) 監査
- (8) 事務長（総務委員長兼務）
- (9) 各団団委員長
- (10) 各隊長

- 2 地区総会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、その議決は、出席者の多数決による。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、第6条1項(3)及び(4)に関する議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 地区事務長は会議に出席するが、議決には加わらない。
- 4 各団団委員長が欠席の時は副団員長、各隊長が欠席の時は副長をもって代理出席を可とし、団・隊を代表し全責任をもって委任されたものとする。
- 5 臨時総会は地区委員会の3分の1以上の要求により、これを開催することができる。

### 第3章 地区協議会

（開催）

第8条 岡崎地区は、地区協議会を開催する。

地区協議会は、地区協議会長の招集により必要に応じ随時開催し、協議会長が議長となり地区委員長、地区コミッショナー、各運営委員会委員長からの報告、伝達及び協議等を行う。

（構成）

第9条 地区協議会の構成は、地区総会の構成と同一とする。

- 2 地区協議会の定足数は、過半数とし、その議決は出席者の多数決による。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

### 第4章 地区委員会

（設置と責務）

第10条 岡崎地区に地区委員会と常任地区委員会を設ける。

2 地区委員会と常任地区委員会は、地区総会の承認を得た事業計画に従って、審議、決議し、岡崎地区の健全な維持と業務の適正な執行及び運営を行う。

3 常任地区委員会は、地区委員会の委任した事項を審議、決議する。

(構成)

第11条 地区委員会は、次の地区役員をもって構成する。

(1) 地区委員長 地区副委員長

(2) 地区コミッショナー 地区副コミッショナー

(3) 団担当コミッショナー

(4) 各種運営委員会の委員長及び副委員長 特別委員会の委員長

(5) 会計

(6) 監査

(7) 事務長

(8) 地区協議会長 地区副協議会長

第12条 常任地区委員会は、次の地区役員をもって構成する。

(1) 地区委員長 地区副委員長

(2) 地区コミッショナー

(3) 各運営委員会委員長 各種運営委員会副委員長

(4) 会計

(5) 事務長

(6) 地区協議会長 地区副協議会長

(招集)

第13条 地区委員会及び常任地区委員会は、地区委員長が招集し、開催する。

(成立と議決)

第14条 地区委員会は、地区協議会の前に開催する。

常任地区委員会は、月例開催とする。

議長は、地区委員長をもって充てる。なお、地区委員長に事故ある時は、地区副委員長が、その職務を代行する。

第15条 地区委員会及び常任地区委員会の定足数は、過半数とし、議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 地区協議会長、地区副協議会長及び事務長は会議に出席するが、議決には加わらない。

## 第5章 名 誉 会 議

(設置及び責務)

第16条 岡崎地区に、地区委員会の委任により表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議、決定するため、名誉会議を設置する。

(構成)

第17条 地区名誉会議は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 地区協議会長 地区副協議会長

(2) 地区委員長 地区副委員長

(3) 地区コミッショナー

(4) 事務長

2 地区事務長は、名誉会議の幹事役として出席して発言することが出来るが、議決には加わらない。

(成立及び議決)

第18条 地区名誉会議は、必要の都度、議長が招集して開催し、その議長は、地区コミッショナーをもって充てる。

2 地区名誉会議の定足数は、過半数とし、その議決は多数決による。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第6章 運 営 委 員 会

(設置)

第19条 地区委員会は、業務の適正な執行を図るため、その下部機構として、各種の運営委員会を常設し、下記に掲げる分担に基づいて、委任する事項を処理させる。また、必要に応じて特別委員会を設ける。

2 分担の詳細は、別途定める。

運営委員会	分 担
1 組織委員会	組織とその拡充及び広報に関する事項
2 スカウト委員会	スカウトのプログラム活動に関する事項
3 トレーニング委員会	指導者のトレーニングに関する事項
4 行事委員会	野営・国際及びその他の行事に関する事項
5 総務委員会	登録・財政及びその他所掌に属さない事項

(構成)

第20条 前条各運営委員会の委員は、各団より選出し、各委員長は地区委員会及び地区協議会の議決を経て、地区総会で承認し、地区委員長が委嘱する。

(委員の任期)

第21条 任期は、1年とし、その期間は、地区総会の日から翌年の地区総会の日までとする。ただし、再任は妨げない。

(議決等)

第22条 運営委員会の議決は、特に、その決定の権限を地区委員会から委任された場合を除き、全て地区委員会の承認を得て、その効力を発生する。

2 運営委員会の開催及び運営については、委員長が決する。

## 第7章 特 別 委 員 会

(設置)

第23条 地区委員会は、特定部門の業務を処理させるため特別委員会を設置する事が出来る。

(構成等)

第24条 特別委員会の構成、任務、設置期間等は、設置の際に地区委員会において取り決める。

## 第8章 トレーニングチーム

(設置及び任務)

第25条 地区コミッショナー統括のもと、指導者を養成するための教育、研修を分担させるため、岡崎地区トレーニングチーム(以下「トレーニングチーム」という。)を設置する。

2 トレーニングチームに関する重要事項及び分担すべき任務は、地区委員会の議を経て行う。

## 第9章 役員

(役員の種類及び定数)

第26条 岡崎地区に、つぎの各号に掲げる役員を置く。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 地区協議会長     | 1名  |
| (2) 地区副協議会長    | 若干名 |
| (3) 地区委員長      | 1名  |
| (4) 地区副委員長     | 若干名 |
| (5) 地区コミッショナー  | 1名  |
| (6) 団担当コミッショナー | 若干名 |
| (7) 地区副コミッショナー | 若干名 |
| (8) 各運営委員会委員長  | 若干名 |
| (9) 各運営委員会副委員長 | 若干名 |
| (10) 会計        | 1名  |
| (11) 監査        | 若干名 |
| (12) 事務長       | 1名  |

2 名誉役員として、名誉協議会長(岡崎市長)、名誉副協議会長(幸田町長)、先達等を置くことが出来る。

(地区協議会長、地区副協議会長)

第27条 地区協議会長は、毎年地区総会において選出され、地区内のスカウト運動を代表する。

2 地区副協議会長は、必要に応じて、前項と同じ手続きをもっておくことができる。

3 地区副協議会長は、協議会長を補佐し、その事故ある時、または欠員のとき、これを代理する。

(地区委員長、地区副委員長)

第28条 地区委員長は、毎年地区総会において選出され、愛知連盟年次総会の確認を得て、愛知連盟の地区代表理事となる。

2 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において、選出することが出来る。

第29条 地区委員長は、地区委員会の議長となり、同委員会を主宰するとともに、地区代表として、地区の意向を愛知連盟理事会に反映せしめ、また理事会の方針及び決定事項を、地区に報告する責務を有する。

(制限)

第30条 隊長及び副長は、止むを得ない場合のほか地区協議会長、及び地区委員長に就任すべきでない。

(地区コミッショナー)

第31条 地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、愛知連盟理事会の議を経て、連盟長より委嘱される。

2 任期は、2年とし、6月30日に更新するものとする。ただし、再任を妨げない。

3 地区コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。

(1) 青少年の訓育を託すに足る品性及び経歴

(2) スカウト運動の経験及び基準の理解

(3) 地区内の教育指導にたずさわる指導者を主導する能力

(4) コミッショナー研修所を修了した者、または就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる見込みのある者

4 地区コミッショナーは、岡崎地区におけるスカウト運動が、日本連盟、愛知連盟及び岡崎地区の方針と、その規定に従って展開されるように指導、助言を行い、地区委員会のもとで特に教育、指導面について円滑な推進を図り、その結果について地区委員会に対して責任を負うとともに、教育、指導面で岡崎地区を代表する。

また、地区副コミッショナーを統括し所要の業務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して、必要な指導、助言を行う。

5 役務の詳細については、別途定める。

(団担当コミッショナー)

第32条 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、愛知連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

2 任期及び資格については、地区コミッショナーに準ずる。

3 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの指導と助言を受けて、担当する団及び隊が、日本連盟、愛知連盟及び岡崎地区の方針及び規約に従い、効果的にプログラムが実施されるよう団の訪問・巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、指導、助言、援助を行う。

4 団担当コミッショナーは、おおむね3～5個団に1名を委嘱する。

(地区副コミッショナー)

第33条 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、

愛知連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

2 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーの任務を補佐するとともに、特に区分された任務を遂行する。

3 任期及び資格については、地区コミッショナーに準ずる。

(会計)

第34条 地区の会計は、地区委員会、及び地区協議会の議を経て毎年地区総会において承認する。

2 会計は、地区の経理を担当し、資金を保管する。

(監査)

第35条 地区の監査は、地区委員会、及び地区協議会の議を経て毎年地区総会において承認する。

2 監査は、地区の資金及び経理を監査し、その結果を地区総会において報告する。

(事務長)

第36条 地区の事務長は、次年度の準備のため毎年12月に常任地区委員会において選出、承認する。

2 事務長は、地区における事務処理を担当する。

(役員任期)

第37条 地区役員任期は、次回の地区総会終了のときまでとする。ただし、地区委員長任期は、次回の愛知連盟総会までとする。役員再任を妨げないが長期に渡る在任は好ましくなく、後継者の育成に努める。

(役員補充等)

第38条 地区総会選出の役員に欠員が生じた時の補充及び増員は、地区協議会の議を経て行う。

2 欠員の補充又は増員により役員となった者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(名誉役員)

第39条 地区は、地区委員会の議を経て、第26条第2項の名誉役員をおくことができ、地区総会において推戴する。

(運営委員会委員長)

第40条 地区は、愛知連盟の各運営委員会にそれぞれ1名ずつの代表を送る。この代表委員は、地区総会において加盟員の中から選任する。

2 代表委員は、地区運営委員会の委員長となり、その委員会を主宰する。

(特別委員会委員長)

第41条 運営委員会以外の特別委員会を設けた場合、その委員長は、当該委員の互選によって選出され、地区委員会の議を経て任命される。

(技能章考査員)

第42条 技能章考査員は、技能章の考査について加盟員以外からの専門的知識を有する者も可とし、各団及び地区委員会の推薦を経て、連盟長より委嘱される。

なお、技能章考査員は技能章指導員を兼ねる。

## 第10章 資金及び経理

(資金の管理)

第43条 地区運営の資金及び経理は、地区委員会の指示に従い適切に維持、管理されなければならない。

(資金の充足)

第44条 地区運営の資金は、次に掲げる収入により充足する。

- (1) 地区分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

2 前項第1号の地区分担金は、加盟員1名当たり年額800円とし、初期登録時に徴収する。なお、9月以降の追加登録においては、半額とする。

3 地区が主催する行事、講習、研修等の費用は、一定の準備費を除き、参加者負担とする。

(会計年度)

第45条 地区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

## 第11章 その他

(規約の制定及び改正)

第46条 地区規約に定めのない事項は、日本連盟教育規定及び愛知連盟規約に従うものとしその都度地区協議会で協議の上決定する。

## 附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成15年10月19日から施行する。

第2条 この規約は、平成18年 4月 1日から改正する。

第3条 この規約は、平成20年 4月20日から一部改正施行する。

## 慶弔費等の支出規約

1. この規約はボーイスカウト日本連盟加盟登録の岡崎地区登録会員（以下加盟員という）に対して慶弔費、その他の支出に関して定めたものである。
2. 会員の慶弔に関しての儀礼は次のとおりとする。
  - (1) 結婚の場合は、10,000円の御祝料を贈呈する。
  - (2) 本人又は配偶者が死亡の場合は、花輪一对又は10,000円の香華料を贈呈する。
3. 団の記念行事を行う時は、次のとおりとする。
  - (1) 発団の時は、10,000円の御祝料を贈呈する。
  - (2) その他の特別行事（周年記念を含む）の場合は、5,000円の御祝料を贈呈する。

ただし、ここで言う周年記念は5年毎で、地区に対し開催案内があったものに限るものとする。
4. 前記条項により難しい場合は、地区委員会の承認を得て会長に報告して支出する。
5. 請求期間は当該会計年度内締切りを原則とする。
6. この規約の改正については、地区協議会の承認を受けなければならないものとする。
7. この規約は、昭和63年度4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成18年4月1日から一部改正する。

この規約は、平成18年10月15日から一部改正する。

この規約は、平成20年 4月20日から一部改正する

この基準は、ボーイスカウト日本連盟加盟登録の岡崎地区構成員に対して、旅費等の支出について定めるものである。

\* (慶弔等の支出規約から今や日常的になった海外派遣慶祝費を削除し、旅費等支出基準に含ませる。)

#### 指導者

1. 地区役員・指導者に対しての旅費等の支出基準は次の通りとする。
  - 1) 県連開催の愛知県内での各種運営委員会、研修会等に出席した場合は、1回当たり1,500円の旅費を支出する。(吉川野営場も含む)  
ただし、トレーニングチーム、研修所等スタッフの旅費は支出しない。
  - 2) 地区を代表しての県連盟等開催の宿泊、飲食を伴う研修会等への参加は、参加費及び旅費等合計の半額を補助する。ただし上限を5千円とする。(コミ研究集会等)
2. WB実修所、研修所、団運営研修所等への参加は、参加費及び旅費等を含めて5千円を補助する。
3. 海外派遣、国内大会等へ参加又は、奉仕の場合、参加費及び旅費等合計の半額を補助する。ただし、上限を1万円として補助する。
4. 日本ジャンボリー、県大会、VS大会は別途特別会計より支出するため補助を除く。

#### スカウト (BVS～RS)

1. 地区を代表しての海外派遣、国内大会、富士顕彰等(アグーナリー、ギフトフォーピースなど)参加や奉仕の場合、参加費及び旅費等合計の半額を補助する。  
ただし、合計額の上限を1万円とする。地区面接・計画書、報告書の提出を義務付ける。  
地区を代表しない団、隊、個人の参加は補助しない。
2. 日本ジャンボリー、VS大会等補助は別途特別会計より支出するため補助を除く。
3. 地区を代表しての県内旅費は指導者と同じ(中学生以上)1,500円、小学生以下は半額とする。

#### その他

1. 地区協議会、地区行事等開催時にスカウト活動募金箱等を設置し、寄付金の申し出を受付し、スカウト活動振興基金に積立する。  
一般会計2項3目スカウト活動費が不足する場合、特別会計スカウト活動振興基金を取り崩し流用する。
2. 地区行事に際して貨物自動車等運行した場合には、一回につき千円の謝礼金を当該事業会計から支出する。
3. 前記条項より難き場合は、地区委員会の議を経て協議会長に報告し支出する。